

令和4年（ワ）第3495号貸金返還請求事件

令和4年（ワ）第3562号賃料等支払請求事件

令和4年（ワ）第3614号損害賠償請求事件

原告 砂川智秀

被告 呉屋順子外3名

## 原告準備書面8

令和5年7月24日

大阪地方裁判所第8民事部1ア係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

被告呉屋作成の令和5年4月20日付け第5準備書面（以下「被告呉屋第5準備書面」という。）及び令和5年6月1日付け第7準備書面（以下「被告呉屋第7準備書面」という。）、被告中原作成の令和5年5月26日付け準備書面（2）（以下「被告中原準備書面（2）」という。）並びに被告カゾック作成の令和5年6月1日付け準備書面（3）（以下「被告カゾック準備書面（3）」という。）に対して、以下のとおり、反論する。

### 第1 被告呉屋第5準備書面に対する反論

#### 1 「1.（1）第2.2 関連事実（1）について」について

（1）主張については、すべて否認乃至争う。

（2）被告呉屋は、被告中原が令和5年2月20日付け準備書面2頁目で「被

告呉屋は、「特定非営利活動法人 La-Vida」に雇われていると周囲に言っていた。」と主張している点を否認している。

しかしながら、上記の被告中原の主張が事実である。

これまで主張してきたように、宮古島で実施されてきた動物保護事業は、原告が発案し、資金投入したものであるところ（関係証拠から明らかな事実である）、被告呉屋は、他の事業で多忙のため宮古島に常駐できない原告からの依頼に基づいて宮古島で活動していたに過ぎない。

被告中原が指摘する被告呉屋の上記発言内容は、かかる状況に整合するものであって、被告呉屋がそのように発言していたことは明らかである。

## 2 「(2) 第2. 2 関連事実 (3) について」について

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、被告中原が令和5年2月20日付け準備書面2頁目において、被告呉屋が被告中原に対し「シェルターとして使用している施設が使えなくなり、宮古島アニマルレスキューチームの活動が継続できなくなった。保護している（保健所から引き出した）犬猫たち60頭を引き取って欲しい」と発言した趣旨が不正確であると主張する。そして、上記発言に至った原因として、原告が帰阪したことで特殊動物の世話が不可能になったことなどをあげる。

しかしながら、そもそも、宮古島アニマルレスキューチームの活動及び特殊動物の世話は、業務委託契約（甲2）によって被告呉屋に委託された業務の範疇のものであり、原告による手助けを前提としていない。また、これまで主張しているとおり、原告は、他の事業の都合で宮古島、大阪、東京、海外を定期的に行き来しており、原告が宮古島を不在にしている間は、当然被告呉屋がすべての動物の世話をしていたのであるから、原告が帰阪したことは被告呉屋の業務量が増えたことの原因にはならない。

また、仮に、特殊動物を扱えるスタッフが被告呉屋しかいなかったとし

ても、他のボランティアなどに犬猫の世話させることで対応することは可能なのであるから、被告呉屋が指摘する事情は犬猫60頭の居場所を本件施設から訴外宮里不動産に変更する理由にはならない。被告呉屋の主張は、極めて不合理であり、信用性がないというべきである。

### 3 「(3) 第2. 2 関連事実(4) について」について

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 訴外宮里と原告との間では、訴外宮里所有不動産は、原告が買い取る方向で話が進められており(甲49～58)、本件業務委託契約においては被告呉屋が登記手続き等を進めて行くことが合意されていたことに鑑みても(甲2第1条5、甲36)、被告呉屋は訴外宮里と原告の商談内容を知りながら、あえてその後の手続きを進めなかったことが明らかである。

また、被告中原についても、平成30年4月頃、被告呉屋に連れられて訴外宮里所有不動産の内見に同行しているところ、被告中原は、その際に原告と訴外宮里との商談内容を知るに至った。その後、被告呉屋及び被告中原は、「原告が施設から犬を追い出そうとしている」、「いついつまでに出て行けと言われていた」という事実無根の話を訴外宮里にして、訴外宮里不動産を取得したうえ、原告に断りなく本件施設から訴外宮里所有不動産に保護犬を移した。

かかる経過に鑑みれば、被告呉屋及び被告中原が、原告の動物保護事業ないし宮古島アニマルレスキューチームの活動を妨害する意図を持っていたことは明らかである。

## 第2 被告呉屋第7準備書面に対する認否・反論

### 1 「1. 原告が立ち上げた法人等に関する主張について」について

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、甲18及び甲32への押印を否認する。

しかしながら、他方で被告呉屋は甲79への押印は認めているところ、

甲18及び甲32の印影はいずれも甲79と同一であり、被告呉屋が押印したものと強く推認される。

なお、被告呉屋は、被告呉屋個人の実印の印鑑証明について、いまだに提出していないところ、早急に提出するよう求める。

## 2 「2. 2. (1) ア 契約書の成立の真正について」について

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、本件建物がまるで自分の自宅かの様に主張しているが、本件建物は、原告が所有する原告の自宅である。

被告呉屋は、別の住所（原告には一切住所を明かさない）から毎日、本件建物に通っていたところ、本件建物には、被告呉屋の私物（個人印を含む）は置いていなかった（仮に被告呉屋がそれらを置いていたのだとしても、原告はそのことを知らされていない）。そのため、原告が被告呉屋に無断で印鑑を使用することは不可能である。

本件建物は、本件LLP及びNGO環境開発機構の事務所としても使用していたので、原告が管理する被告ラヴィーダを含むそれらの名義の法人印、通帳、書類及び鍵などは原告の部屋で保管していた。もっとも、被告呉屋が各種書面に押印する際は、被告呉屋が持参した個人印で署名押印していたし、被告ラヴィーダの法人印は、上記のとおり、原告が管理していたものの、押印が必要な場合は、原告が被告呉屋にこれを手渡してから押印してもらっていた。

(3) 被告呉屋は、宮古島アニマルレスキューチームについて、被告ラヴィーダの傘下ではなかったと主張する。

たしかに、宮古島アニマルレスキューチームは、原告が被告ラヴィーダとは別の任意団体として設立した。

しかしながら、被告ラヴィーダの代表及び理事の交代が決まった際（甲2）、原告は、宮古島アニマルレスキューチームを被告ラヴィーダの傘下に

入れることを決定し、その旨フェイスブックでも告知した（甲104）。

したがって、宮古島アニマルレスキューチームが被告ラヴィーダ内の組織であることは被告呉屋にとっても明らかであった。

### 3 「2.（1）イについて」について

（1）主張については、すべて否認乃至争う。

（2）フェイスブックの記事（甲104）のとおり、被告ラヴィーダと宮古島アニマルレスキューチームは別の団体ではなく、宮古島アニマルレスキューチームは被告ラヴィーダ内の1部門であって、被告呉屋及び被告中原が共謀して、原告を排除して、訴外宮里所有不動産を取得し、宮古島アニマルレスキューチーム及び被被告ラヴィーダを乗っ取った後に、別の団体だと言い出したに過ぎない。

甲104のフェイスブックアカウントは、甲4のツイッターアカウントと同様に、そもそも原告がアカウントを取得したものであるが、被告中原が原告に成り代わって使用するようになった。

被告中原は、原告が宮古島アニマルレスキューチームを被告ラヴィーダの内部団体と公表した事実を隠匿するため、フェイスブックのアカウントを乗っ取った後に、原告が投稿した告知を、原告に何の断りもなく削除（甲105）した。

### 4 「2.（1）ウについて」について

（1）主張については、すべて否認乃至争う。

（2）被告呉屋は、64万円の支払いについては、甲17に基づいて行ったものである旨主張する。しかし、甲17の1～9の請負契約は、平成29年10月10日に、甲20の準消費貸借契約に移行しており、甲17に基づく支払いと甲20に基づく支払いは同義であるところ、被告呉屋の64万円の支払い（甲23）は、平成29年11月から始まっているのであって、かかる経過に鑑みれば、被告呉屋は、請負契約及び準消費貸借契約につい

て、そのいずれの存在も認識した上で支払いを行っていたことが明らかである。

#### 5 「2. (1) エについて」について

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、原告からの内容証明郵便が送られてくる前から何度も否認しているが聞き入れられなかったことなどを主張する。

しかしながら、被告呉屋は、原告からの電話、メール、書面に対しては一切反応せずに見捨てていたものであって、何度も否認したという事実はない。仮に、被告呉屋が原告に対して直接何らかの反論をしたという事実があるのあれば、会話の録音音声、メールまたは書面などの証拠と共に具体的に提示すべきである。

#### 6 「2. (2) アについて」について

- (1) 主張については、「被告ラヴィーダの資金面は原告が支援していたこと」「被告ラヴィーダは大阪で設立され、原告の自宅を利用していたこと」「被告呉屋が別宅で別の動物を飼育していたこと」は認め、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、あくまで自身が被告ラヴィーダの実質的な代表者であったことを前提として主張するようである。

しかしながら、被告呉屋自身が認めるとおり、宮古島での動物保護事業は、原告側の発案で実施されることになったし、資金を拠出しているのも原告である。原告は、被告呉屋に対しては、最初から、原告の他の仕事が落ち着いて宮古島に移住するまでの間、臨時で被告呉屋を雇い、被告ラヴィーダの代表とすることを話しており、後に代表を交代することは被告呉屋も承知のうえでスタートしており、だからこそ多額の金員を受け取っている。

被告呉屋は、別宅で飼育動物を扱っていたと主張するが、被告呉屋は、

その当時は、動物の扱い方などを知らない素人であったので、宮古島に行く前に原告が飼育用品を全て整えて、様々な動物を用意して、当時呉屋が住んでいた新大阪エスリードというマンションの住居で世話をさせた。原告が動物の世話の仕方を被告呉屋に教えたことにより、宮古島に被告呉屋を送る時にはそれなりに動物が扱える様になったのである。

## 7 「2. (2) イについて」について

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、場所提供や動物飼育について必要な物を原告が揃えていたこと、資金提供は原告がしていたこと、原告のやりたい活動しか出来なかったことなどを認めているが、これらはまさに原告が主張している事実の流れであり、被告呉屋が被告ラヴィーダの実質的な代表者ではなかったことが明らかである。予算や事業計画などはすべて経営者である原告が決めていた。被告呉屋は、宮古島での駐在員であり、原告の指示に従って業務を行ってもらっていた（原告が対応出来ない間に駐在員として活動していただいたこと自体には感謝している。）。

もともと、被告ラヴィーダの代表及び理事を原告に交代することが決定してから、原告は被告呉屋に何度も代表の交代を指示して就任承諾書も送っているが、被告呉屋は登記をしてくれずと述べるだけで、実際には全く登記を行わずに連絡を絶つようになった。その後に被告中原と共謀して被告ラヴィーダ及び宮古島アニマルレスキューチームを乗っ取り、原告に無断で被告ラヴィーダの主たる事務所の変更登記を行い、賃料も払わぬまま本件建物及び本件施設に居座っている。

## 8 「2. (2) ウについて」について

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、被告ラヴィーダの主たる事務所の変更登記について、「断りを入れる必要もなかった」などと主張するが、変更前と後のいずれの住所

地も原告の所有する不動産である。また、被告呉屋は変更登記について原告に「一報を入れた」などと主張するが、変更登記がされた平成31年2月22日（甲89）の当時は、被告呉屋は原告からの全ての連絡を無視していた時期であるが、どの様な手段で原告に一報を入れたのか、証拠と共に明らかにされたい。

## 9 「2. (2) エについて」について

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、訴外緒方と宮古島アニマルレスキューチームを立ち上げた旨主張する。

しかしながら、宮古島アニマルレスキューチームは平成29年7月7日に原告が設立した（甲33）。訴外緒方は、その後に個人ボランティアとして宮古島アニマルレスキューチームに参加したに過ぎない。被告呉屋は、宮古島アニマルレスキューチームに原告が一切関わっていない旨主張するが、そうであれば、何故宮古島アニマルレスキューチームの拠点が本件施設になっているのか、資金力の無い被告呉屋が設立できるのか、その経緯を証拠に基づいて具体的に明らかにされたい。

## 10 「2. (2) オについて」について

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、被告ラヴィーダの設立・運営について原告から資金が投入されていたことを自白しており、この点については争いのない事実である。

次に、被告呉屋は、原告からの支援が止まった時期があるなどと主張する。しかしながら、支援が止まった事実はないし、餌代がないという状況もなかった。動物の飼料は、善意の支援品として随時届いており、そもそも餌代はほぼ必要ない状態であった。実際に、宮古島アニマルレスキューチームを乗っ取った被告中原は、支援品が多かったことからその処分に窮し、人々の善意で集まった募金から処分費用を拠出して産廃業者に処分を



行わせており（甲107）、餌代が必要などという状況では到底なかった。

呉屋は「もう少しでクラウドファンディングが出来る状態になるから」「もう少しで寄付が大きく集まる様になるから」等と原告に説明しては事業費の振り込みの催促をして原告から金員を頻繁に受け取っていた。

1 1 「<sup>ママ</sup>2. (3) アについて」について（「3. (3) ア」の誤記と思われる。）

被告呉屋は、動物保護事業に実施場所の選定について一切関わっていない旨主張するが、かかる主張こそが被告呉屋が実質的には被告ラヴィーダの代表ではないこと、原告の指示で業務を行う現場作業員に過ぎなかったことを表している。

1 2 「<sup>ママ</sup>2. (3) イについて」について（「3. (3) イ」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、平成19年当時から本件施設の設計図面について、原告と被告呉屋間でやりとりがあったことを認めている。

1 3 「<sup>ママ</sup>2. (3) ウについて」について（「3. (3) ウ」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、敷地内でも区切られており工事内容はわざわざ訪れないと確認できない状況であったなどと主張する。

しかしながら、当時は本件施設が建設される前の話であるし、地盤調査の実施場所は当然更地であったので、本件建物の窓からでも十分に見える位置でボーリング調査が行われていたのであって、被告呉屋の主張は失当である。なお、被告呉屋は、ボーリング調査で掘り出された地層のサンプリングも見ていた。

1 4 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (ア) について」について（「3. (3) エ (ア)」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、原告が訴外タイシンや訴外アクアマインドとの契約を交わ

さなかつたなどと主張し、不信感を抱いていたなどと主張する。

しかしながら、何度も主張しているとおり、甲9の契約書は被告呉屋自身が署名押印したものである。そして、甲9の契約締結後に被告呉屋は、本件施設の工事を仕切りはじめたのである。これもすでに主張しているが、原告は、訴外タイシンとは平成26年3月に甲8の契約をすでに締結しており、代金も工事の出来に合わせて第3回までの22,810,200円を支払っていたのであって、さらに甲9の契約をする必要性など全くなかつた（甲9に至ってはじめて2期工事などと言及されているが、甲8の時点でそのような期を分けることなど知らされておらず、すべて甲8の契約で工事を実施してもらおうという内容の契約であつた。）。

原告が支払い関連を被告呉屋の名前にしたという事実は一切ない。すでに主張しているとおり、被告呉屋は訴外山が制止したにもかかわらず、自分の意思で訴外タイシン及び訴外アクアマインドと相場の何倍にもなる高額な工事代金で無用の契約（甲9,10,11）を締結したのである。そして、あろうことか、その支払義務は原告にある（甲16）と主張して、訴外タイシン及び訴外アクアマインドと結託して原告を恐喝し、原告が22,810,200円もの大金を支払って、完成に向かいつつあつた本件施設の破壊を行ったのである。

15 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (イ) について」及び「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (ウ) について」について（「3. (3) エ (イ) (ウ)」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) タイシン及びアクアマインドとのやり取り等については、上記14のとおりである。

16 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (エ) について」について（「3. (3) エ (エ)」の誤記と思われる。）

被告呉屋は、水槽の設置について情報共有されていないなどと主張するが、

もしそうだとすれば、同じ敷地内で作業をしており、そこに新しい施設を建設するにもかかわらず、その概要すら知らされないということになるが、本件施設は被告呉屋が利用することも念頭に置いているのであるから、そのようなことがあるはずはなく、被告呉屋の主張は極めて不合理である。

17 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (オ) について」について（「3. (3) エ (オ)」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、本件施設の建設工事について、すべて原告が業者とのやりとりをしていたこと、自身は工事費用の予算すら知らないなどと主張する。

しかしながら、被告呉屋は工事の費用の予算も知らないと言いつつ、甲9及び甲11に記載されている36,586,298円及び46,440,000円という金額で各契約書に署名押印している。被告呉屋は、原告に巻き込まれたと主張するが、全く逆であり、原告が被告呉屋が締結した上記契約に巻き込まれて実家を襲われ、建設途中の本件施設を破壊されたのである。

原告は、甲8の契約を締結してタイシンに工事を依頼したに過ぎない。

被告呉屋は「原告は言葉巧みに～」等と主張するが、証拠に基づかないものであり失当である。

18 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (カ) について」について（「3. (3) エ (カ)」の誤記と思われる。）

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 被告呉屋は、原告への支払い請求を否定しているが、実際には甲12に記載されている通り、「現場が大変なことになっている」などと虚偽の事実を原告側に伝えて、工事代金を支払わせようとしている。かかる動きは、被告呉屋と、タイシン及びアクアマインドが連携していなければ起こりえないものである。繰り返しになるが、本件施設の建設予算は、甲8のとおり確定しているのであるから、さらに甲9,10,11に基づいて原告が

代金を支払わなければならない理由はない。

19 「<sup>ママ</sup>2. (3) エ (キ) について」について (「3. (3) エ (キ)」の誤記と思われる。)

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、本件施設の敷地内には自由に出入りできたのであって、被告呉屋の許可は問題では無い旨主張する。

しかしながら、実際にはタイシンは、甲100のとおり、立ち入り許可を求めており、被告呉屋が許可しない限り自由に出入り出来る状態ではなかったことが明らかである。

また、被告呉屋は、甲12のとおり、平成29年12月5日に騒動を起こした際にも、原告の通報により現場に駆け付けた警察官及び原告の知り合いの訴外島尻を一切敷地内に入れずに追い返している。

- (3) アクアマインドの汐見は、タイシンと共謀して「呉屋さんから全部聞いているのでお金が無いは通じませんよ」等と言って執拗に甲11及び甲10に基づく代金支払いを原告に強要してきた。甲13の2のメールで、アクアマインドは「ルーマニアに7～10億」「タイシンさん暴挙にでますよ」等と言って原告を恐喝している。このルーマニアに7～10億という話は、原告がルーマニアで行っている不動産事業の資金のことを指していると思われるが、原告がアクアマインドやタイシンにこのことを話したことは無いから、被告呉屋が原告に無断で当該事業の内情を部外者であるアクアマインドの汐見に話したことが強く推認される。これにより、汐見は、原告が10億円を保有していると勘違いし、相場の7倍の代金でも取れると思い込んで、甲9ないし11の契約書を作成し、原告に恐喝を繰り返したと考えられる。そして、実際に甲14に記載されている「タイシンさん暴挙にでますよ」という言葉通りに、既に出来上がっていた檻部分を全て解体撤去したり、プールに穴をあけて使い物にならない様にしたりしたのであ

る。また、代金支払い済みの3mアクリル水槽4台も持ち去り、産業廃棄物を散乱させる等の嫌がらせも行われたのである。被告呉屋も甲12では「現場が大変な事になっています、水槽を剥がしています！」等と言って業者と共謀して原告を恐喝している事からも解るとおり、被告呉屋が主張する資材を持ち帰った等という程度の行為ではなかった。

## 20 「<sup>ママ</sup>2. オについて」について（「3. (3) オ」の誤記と思われる。）

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、甲17の工事は、タイシンなどが完成させられなかった残りの少しの部分の工事であり、金額が高いなどと主張する。

しかしながら、破壊行為により本件施設は大きな損害を負い、更に1年の期間を費やして修復工事を行ったのであり、残りの工事が少しだったとは到底言えない。むしろ、一から工事を始めるよりも手間がかかった側面もあり、その合計金額が甲17の1～9の39,800,000円である。他方で、破壊行為前の「残り少し」の工事費として呉屋等が原告に請求した金額は甲10及び甲11の合計額168,959,239円であり、原告ははるかに安い金額で工事を実施した。

- (3) 被告呉屋は、甲17の契約に基づく代金支払いの事実を認めているところ、原告が主張するような本件施設の建設工事に関し、被告呉屋の不手際があったからこそ被告呉屋も甲17に署名押印しているはずである。

## 21 「<sup>ママ</sup>2. カについて」について（「3. (3) カ」の誤記と思われる。）

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、被告ラヴィーダの資金を原告が拠出していたことは認めつつも、その他は一切受け取っていないこと、また、被告呉屋が本件施設及び本件建物を利用していることについて、原告が不法占拠扱いしているなどと主張する。

被告呉屋において、被告ラヴィーダに関わる事業以外については、資金

援助を受けていない旨主張するが、何ら証拠に基づかないものであり失当である。そのような区別なく資金援助していたが、仮に区別があるというのであれば、証拠に基づいて具体的に主張されたい。

また、そもそも被告呉屋は、被告ラヴィーダと原告との本件賃貸借契約の締結自体を否認しているが、それではどのような理由で被告呉屋の施設利用が正当化されるというのか、具体的に明らかにされたい。

## 22 「<sup>ママ</sup>2. キについて」について（「3. (3) キ」の誤記と思われる。）

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、訴外宮里不動産を原告が購入する具体的な話はなかったなどと主張する。

しかしながら、甲49～甲58の音声のとおり、訴外宮里と原告が、訴外宮里を宮古島アニマルレスキューチームの専属医にするという条件で相場の3割程度の価格で訴外宮里所有不動産を取得するという合意でできていたのであって、被告呉屋の主張は事実と反する。

原告は、訴外宮里から鍵を借りて何度も当該不動産を内見しており、そのうちの1回に被告呉屋は被告中原を連れて来ており、被告中原はこの時に原告と訴外宮里の話を知った。

被告呉屋は業務委託契約（甲2）で訴外宮里不動産の名義変更等の事務手続きを任されたことを奇貨として、訴外宮里に事実無根の説明を行い、同人を騙して被告中原に訴外宮里不動産を取得させたのである。

当初の原告と訴外宮里との計画では、お互いにメリット（原告は相場より安く不動産を取得し、訴外宮里は被告ラヴィーダの専属医として継続的に仕事を獲得することが出来たはずであった。）があるものであったが、被告中原に相場の3割で不動産を売却した訴外宮里は、専属医という約束を反故にされてしまったのである。そして本来は、動物の医療施設として使う予定であった土地を相場価格で売却して利益を出している。訴外宮里は、

かかる一連の経過についてははっきりと騙されたと語っている（甲４９～５８）。ちなみに、被告中原は、原告に無断で本件施設から保護犬を連れだし、訴外宮里所有不動産に連れ込んだ。上記のとおり、一部を切り売りして小さくなってしまった土地にキャパオーバーの頭数を詰め込んだことにより騒音や悪臭などの問題を起こして、近隣住民から反対運動（甲１０６）を起こされて以降は宮古島市議会でも問題が取り上げられ、宮古島アニマルレスキューチームは宮古保健所からまったく動物を引き出せない状態になってしまっている。

**2 3 「<sup>マ</sup>2. クについて」及び「<sup>マ</sup>2. ケについて」について（「3. (3) ク」及び「3. (3) ケ」の誤記と思われる。）**

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋は、被告ラヴィーダと宮古島アニマルレスキューチームが別団体である旨繰り返し主張する。

しかしながら、宮古島アニマルレスキューチームが被ラヴィーダの傘下にあるものであるということは、原告がフェイスブック（甲１０４）でも告知したことなどにより周知の事実であった。

平成３０年８月に、来間島で行われた譲渡会も（甲７６）、被告中原が被告呉屋を通じて原告に懇願してきたのに対して原告が許可したことにより開催されたのである。

通帳の管理方法については甲２の第１条７のとおりである。被告呉屋は、別のボランティアが会計を担当していたなどと主張するが、原告は、氏名も解らないボランティアに大切な会計内容を扱わせる許可は一切出していない。

**2 4 「第２被告呉屋及び被告特定非営利活動法人 La-Vida の主張」について**

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) これまで主張しているとおり、アニマルレスキューチームは原告が設立

した。そして原告の経営戦略及び事業計画に従って、巨大な原告の施設に保健所の全ての動物を収容することによって殺処分0を達成した。その実績によりマスコミにも取り上げられて有名になったのである。原告が一切関係ないというのであれば、宮古島アニマルレスキューチームが何故本件施設で事業を行っていたのか証拠に基づいて具体的に主張するべきである。なお、被告中原及び被告カゾックが原告と何らの関係も無い人物ないし法人であることは被告呉屋の主張するとおりである。では、なぜ、それにも関わらず、被告中原が原告に無断で宮古島アニマルレスキューチームを引き継ぎ、これまでの原告の活動にただ乗りしてクラウドファンディング等で集めた募金を使用することができるのか証拠に基づいて具体的に主張されたい。

- (3) 原告が宮古保健所に依頼して実施された立ち入り検査の結果では、何千頭も居た保護動物たちがほぼ居なくなっていることが判明した。

原告は、本件施設の光熱費を支払わなければポンプを止めると半ば脅され、動物に危害を加えられることを恐れて、これまで全ての光熱費を支払い続けている。それにも関わらず現在ポンプは止められており、土地は野生の草木で荒れ果てて原野の様になり施設は廃墟の様になって約3500頭の動物が消えている。本件施設にいた動物達をどのように処分したのか具体的に明らかにされたい。

#### 第4 被告中原準備書面(2)及び被告カゾック準備書面(3)に対する反論

- 1 「1 エ 宮古島アニマルレスキューチームは原告が立ち上げたことについて」

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 原告は、平成30年春頃、被告呉屋から紹介されて被告中原と知り合った。その際、被告呉屋は、被告中原に対し、本件施設を建てたオーナーであること、被告ラヴィーダ及び宮古島アニマルレスキューチームを設立し



た人物であること、被告呉屋自身は原告が宮古島に居ない間の施設管理人  
で原告に雇われていることなどを説明していた。

宮古島アニマルレスキューチーム及び被告ラヴィーダを原告が設立した  
こと、本件施設の建設も原告が実施したことは、本件施設を訪れていたボ  
ランティアスタッフなどには周知の事実であったし、本件建物が原告の所  
有であり、原告の住居でもあったことを知らない者は居ない。

また、原告は、被告呉屋から、被告中原にも今後の事業計画を話して欲  
しいと頼まれたことから、原告は被告中原に対して今後の計画は全て話し  
た。その際に被告中原は原告に自身の名刺を渡して「いろいろと勉強させ  
て下さい」と言って原告の事業の事をいろいろと聞いてきた。

その様な経緯があったからこそ、訴外宮里所有不動産の内見にも着いて  
きたのである。内見している時も、クラウドファンディングや募金で当該  
施設を取得すること、訴外宮里を専属医として迎える条件で相場の3割の  
価格で不動産を譲り受けることを説明し、それを聞いた被告中原は「凄  
いですね」、「早く使える様になるといいですね」等と言っていた。

## 2 「キ 訴外宮里不動産の購入に関して」

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告呉屋及び被告中原は、平成30年春頃には既に原告から計画を聞いて  
訴外宮里所有不動産を医療施設として改装する事実を知っていたし、原告の  
内見に付いて来ている。被告中原は、原告の内見に付いて来たことがあるか  
否か明らかにすべきである。
- (3) 訴外宮里と原告が売買交渉を進めていた事は、被告中原は原告から聞いて  
知っていた。それにも関わらず、訴外宮里を専属医とする条件で相場の3割  
で不動産が取得出来ることを知った被告中原は、平成30年10月頃に原告  
が宮古島を離れたことを奇貨として、訴外宮里に「原告が犬を施設から追い  
出そうとしている」という事実無根の虚偽事実を伝えて、相場の3割の価格

で当該不動産を父親名義で取得したのである。

その後取得した不動産の約半分を保護事業には使わずに正規価格で転売して利益を挙げた。用済みになった訴外宮里は専属医の約束を反故にされ、専属医には中原が遠方の島外から呼び寄せた獣医がなったのである。

(4) 被告中原は原告の事業を手伝うボランティアとして活動したこともあったため、保護犬の里親探しをしたり、里親に送る為に保護犬を空港に連れて行ったりして飛行機に乗せる等を主にしていた。

平成30年6月に原告が仕事で宮古島を離れる時にも、たまたま空港で顔を合せた被告中原は、本件施設で保護されていた保護犬を連れており、原告に対して「今から大阪に戻られるんですか」等と話しかけて来たので、原告は「8月までには宮古に戻るから居ない間はお願いね」という会話等を交わしていた。

原告が資金を拠出していること、本件施設、動物保護事業のオーナーであることなどを重々に承知しているにも関わらず「原告は管理人として雇われて鳥や爬虫類の世話をしている」などと主張するようであるが、それらの話を被告中原に話したという人物の氏名を具体的に特定して主張されたい。

### 3 「ク 被告呉屋の立場について」

(1) 主張については、すべて否認乃至争う。

(2) 上記のとおり、平成30年春頃に呉屋から原告を紹介された中原は、原告が本件施設を建てたオーナーで、資金も全て拠出していることなども含めて紹介されているし、被告呉屋は原告が居ない間の施設管理人で原告に雇われている事も説明されていた。

被告カゾック及び被告中原は、原告が考えいた事業計画等について知らないと主張するようであるが、それでは宮古島アニマルレスキューチームについてはどのような認識であったのか具体的に明らかにされたい。

また、平成30年8月に開催された譲渡会後に被告呉屋が持ち去った宮古

島アニマルレスキューチームの通帳がどのような経緯に被告中原の手に渡ったのか具体的に明らかにされたい。

#### 4 「ケ 乗っ取り行為について」

- (1) 主張については、すべて否認乃至争う。
- (2) 被告カゾック及び被告中原は、被告呉屋及び被告中原が平成30年まで資金を出していなかったことを認めつつも、そのことによって、動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームの活動が原告に帰属していることを根拠づけるものではない、仮に資金を原告が拠出していたという事実があったとしても、多くのボランティア等で支えられていた非営利の任意団体による活動が法的に原告に帰属することにはならない、などと主張する。

しかしながら、原告は、宮古島アニマルレスキューチームの活動を発案し、活動に必要な施設及び資金等を供出し、実際に動物保護事業を行い、またその活動をマスコミを通じて社会にアピールすることで、活動に対する認知度を上げていった(甲84)。そして、そのようにして上げた認知度をもとにクラウドファンディングや募金を実施するなどして運営資金を獲得し、その運営資金でもってその後の活動をより充実させようと考えていた。このようにして原告が作り上げたスキームは法的保護に値する利益である。

被告呉屋及び被告中原の行為は、このようなスキームを侵奪する行為であり、権利ないし法的利益の侵害行為に該当する。そして、原告はそのような行為によって損害を被ったのであるから、両名の行為について不法行為が成立するというべきである。

#### 5 「第2 被告中原準備書面について」

- (1) 被告カゾック及び被告中原は、被告呉屋から宮古島アニマルレスキューチームの窮状を伝えられた被告中原が、犬猫のすべてを引き取り、代表者の地位を引き継いだものであること、被告中原が治療費等の費用を自らの資金でまかなったことなどを主張するが、すべて不知。その余の主張につ

いては、すべて否認乃至争う。

(2) 被告中原は、被告呉屋について「ラヴィーダに雇われていると周囲に言っていた」と認識していたようであるが（この点、被告カゾックは、被告中原は「被告呉屋が原告に雇われていた」とは主張しておらず、「被告呉屋順子は、被告ラヴィーダに雇われていると周囲に言っていた」と主張していたと指摘するが、その実質的な意味あいには大差はなく、詭弁である。）、雇われているに過ぎない被告呉屋が、宮古島アニマルレスキューチームの代表者であるという認識に繋がるはずがなく、被告中原及び被告カゾックの主張は極めて不自然不合理であり失当である。

(3) 被告中原は訴外宮里所有不動産の内見時に原告がクラウドファンディング及び募金で当該不動産を取得する事業計画を知った。

原告が建設した施設の建設代金や原告事業の運営費など、全てクラウドファンディング及び募金から捻出していく計画をも全て知り得た被告中原は、原告が仕事で大阪に戻った平成30年10月に原告が交渉していた3割の価格で当該不動産を取得したのである。

そして、当該不動産の約半分を本来の事業に使わずに市場価格で転売した。訴外宮里が動物保護事業に関わっていないため、不動産取得後に専属医の約束を反故にして、訴外宮里を専属医にせず、わざわざ島外の遠方から新しく獣医を迎えて専属医とした。

残った不動産に原告施設で保護していた犬を原告に無断で運び込んで、原告の宮古島アニマルレスキューチームを乗っ取り、その代表を名乗りだし、原告に帰属する募金を全て奪い原告に莫大な損害を与えたのである。

## 6 「第3 被告 KATZOC 準備書面」

上記のとおりであるから、被告中原の行為について原告に対する不法行為が成立する。

また、被告カゾックが使用者責任を負うことはこれまで主張したとおりであ

る。

## 7 事実関係に関する補足

訴外宮里所有不動産は、そもそも、多頭数を保護するシェルターではなく被告ラヴィーダの医療施設として使う計画の場所であった。

ところが、被告中原が転売したことで手狭になった場所に無理矢理保護犬を全頭運び込んだため、過密になった現場は地域住民との間に騒音や悪臭など様々な問題を起こした。その問題は宮古市議会でも取り上げられて、宮古島アニマルレスキューチームは宮古保健所からの動物の引き取りさえ行えなくなった。

以上